

安全計画

(堀口工業合同会社 VIF + 友部)

◎安全点検

(1) 事業所・設備・施設外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点 点検箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内設備点検 ・備品 ・施設外環境（ルート等） ・緊急連絡先の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内設備点検 ・備品 ・施設外環境（ルート等） ・冷房器具（エアコン等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内設備点検 ・備品 ・施設外環境（ルート等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内設備点検 ・備品 ・施設外環境（ルート等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内設備点検 ・備品 ・施設外環境（ルート等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内設備点検 ・備品 ・施設外環境（ルート等） ・消防設備・防災設備 ・台風対策（備蓄の確認等）
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点 点検箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内設備点検 ・備品 ・施設外環境（ルート等） ・暖房器具（エアコン・ガスストーブ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内設備点検 ・備品 ・施設外環境（ルート等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内設備点検 ・備品 ・施設外環境（ルート等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内設備点検 ・備品 ・施設外環境（ルート等） ・車両（業者点検） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内設備点検 ・備品 ・施設外環境（ルート等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内設備点検 ・備品 ・施設外環境（ルート等）

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定時期	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
堀口工業合同会社 VIF+友部運営規程	令和5年（2023年）1月	都度	掲示：事業所内掲示、ホームページ 管理：事務所
感染対策指針	令和5年（2023年）1月	都度	掲示：事業所マニュアル、管理：事務所
感染症対応マニュアル	令和5年（2023年）1月	都度	掲示：事業所マニュアル、管理：事務所

感染症発生時における業務継続計画（BCP 感染症）	令和 5 年（2023 年）12 月	都度	掲示：事業所マニュアル、ホームページ 管理：事務所
感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針	令和 5 年（2023 年）1 月	都度	掲示：事業所マニュアル、ホームページ 管理：事務所
虐待防止委員会規定 虐待防止・身体拘束の指針	令和 5 年（2023 年）1 月	都度	掲示：事業所マニュアル、ホームページ 管理：事務所
身体拘束等適性ための指針	令和 5 年（2023 年）1 月	都度	掲示：事業所マニュアル、ホームページ 管理：事務所
虐待防止マニュアル、身体拘束委員会規定・身体拘束廃止適正委員会規定、身体拘束マニュアル	令和 5 年（2023 年）1 月	都度	掲示：事業所マニュアル、管理：事務所
非常災害対策マニュアル	令和 5 年（2023 年）1 月	都度	掲示：事業所マニュアル、管理：事務所
自然災害発生時における業務継続計画（BCP 自然災害）	令和 5 年（2023 年）12 月	都度	掲示：事業所マニュアル、ホームページ 管理：事務所
消防計画	令和 5 年（2023 年）1 月	都度	掲示：事業所マニュアル、管理：事務所
防犯対策マニュアル	令和 5 年（2023 年）1 月	都度	掲示：事業所マニュアル、ホームページ 管理：事務所
防災計画・避難訓練実施要項	令和 5 年（2023 年）1 月	都度	掲示：事業所マニュアル、管理：事務所
事故対応マニュアル・緊急時対応マニュアル	令和 5 年（2023 年）1 月	都度	掲示：事業所マニュアル、管理：事務所
苦情・相談対応マニュアル	令和 5 年（2023 年）1 月	都度	掲示：事業所マニュアル、ホームページ 管理：事務所
個人情報保護マニュアル	令和 5 年（2023 年）1 月	都度	掲示：事業所マニュアル、管理：事務所
衛生管理マニュアル	令和 5 年（2023 年）1 月	都度	掲示：事業所マニュアル、ホームページ 管理：事務所
送迎マニュアル	令和 5 年（2023 年）1 月	都度	掲示：事業所マニュアル、ホームページ 管理：事務所
ハラスメント防止対策に関する方針	令和 5 年（2023 年）1 月	都度	掲示：事業所マニュアル、ホームページ 管理：事務所

マナー・接待マニュアル	令和5年（2023年）1月	都度	掲示：事業所マニュアル、管理：事務所
-------------	---------------	----	--------------------

◎利用者・保護者に対する安全指導等（1）児童への安全指導（事業所内の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

通年
<ul style="list-style-type: none"> ・交通ルールが理解できるよう配慮しながら通所する。 ・避難訓練で災害に対する理解を深め、速やかに避難行動できるようにする。 ・消防署の見学を実施する。 ・交通安全教室を実施する。 ・熱中症対策について保護者様文書にてお知らせする。 ・施設外活動時における危険を認識する。

（2）保護者への説明・共有

通年
<ul style="list-style-type: none"> ・安全計画及び安全に関する取組の内容について、HPに掲示し、取組内容の周知を図る。 ・安全計画を玄関に掲示する。

◎訓練・研修

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難 訓練等 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練 (不審者、外部侵入者研修) ・避難訓練 (地震→火災想定) ※第二駐車場避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 (地震) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 (地震) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 (火災訓練想定) ※駐車場避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 (Jアラートを活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 (火災)

その他 ※2	・災害時備蓄品の確認 ・安全計画の周知研修	・送迎車両による見落としの防止研修		・119番通報訓練 ・消火器使用方法についての訓練	・交通安全教室 (道路、横断歩道の歩き方)	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難訓練等 ※1	・避難訓練 (地震)	・避難訓練 (火災)	・避難訓練 (地震)	・避難訓練 (地震想定)	・避難訓練 (地震)	・避難訓練 (地震)
その他 ※2	・災害時備蓄品の確認	・送迎車両による見落としの防止	・不審者・外部侵入者対応訓練	・机上訓練 (次年度の各種訓練実施に関するスケジュールの確認) ・机上訓練 BCP(感染症)研修	・机上訓練 BCP(自然災害)研修	・机上訓練 (次年度の安全計画の確定)

※1 「避難訓練等」・・・設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練

※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AEDの使用等)、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止

(2) 訓練の参加予定者(全員参加を除く。)

訓練内容	参加予定者
心肺蘇生・AEDの取り扱い	管理者、全職員
不審者・外部侵入者対応に係る研修	管理者、全職員

(3) 職員への研修・講習（社内実施・外部実施を明記）

4～9月		10～3月	
<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの読み合わせ研修（社内） ・安全計画の周知研修（社内） ・不審者・外部侵入者研修Ⅰ（社内） ・身体拘束研修（社内） ・虐待防止研修（社内） 		<ul style="list-style-type: none"> ・BCP（感染症）研修（社内） ・BCP（自然災害）研修（社内） ・身体拘束研修（社内） ・虐待防止研修（社内） 	

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

・令和6年8月 日：全国瞬時警報システム（Jアラート）

◎再発防止策の徹底（ヒヤリハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

- ・社内にてヒヤリハット報告
- ・職員全体会議にてヒヤリハットの共有、対策の検討

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、通所管理システムを活用した安全管理等）

- ・無断欠席利用者への電話、メールを使った安否確認
- ・送迎確認チェックシートの活用（HUG）
- ・社内チェックリストの活用
- ・地域の関係施設への訪問（友部警察署、学校、友部公民館など）
- ・防犯カメラの導入